別紙1

1 認定の審査について

(1) 「交通安全教育指針に従つて行われるものであること」の審査

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の32の2第 1項第3号の「交通安全教育指針に従つて行われるもの」であることは、交通 安全教育指針(平成10年国家公安委員会告示第15号。以下「指針」という。)の うち、具体的には、指針「第1章 交通安全教育を行う者の基本的な心構え」に 示された事項及び指針第2章第5節「2 免許取得後の交通安全教育」に示され た目的、内容及び配慮すべき事項に従って行われることを意味する。

このほか、運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定教育規則」という。)第1条第3号及び第4号に掲げる課程にあっては、指針第2章「第6節 高齢者に対する交通安全教育」に示された目的、内容及び配慮すべき事項に従って行われる必要がある。

また、いわゆる業務用自動車の運転者を対象として、認定教育規則第1条第8 号に掲げる課程等を行う場合にあっては、指針第2章第5節「3 業務用自動車 運転者に対する交通安全教育」に示された目的、内容及び配慮すべき事項に従っ て行われる必要がある。

したがって、法第108条の32の2第1項第3号の「交通安全教育指針に従つて行われるもの」であることの審査を行うに当たっては、認定教育規則第5条第2項の規定により認定の申請書に添付しなければならないこととされている書類を基に、認定を受けようとする運転免許取得者等教育の教育事項や教育方法等が妥当なものかどうかについて審査する。

(2) 「課程の基準に適合するものであること」の審査

認定を受けようとする運転免許取得者等教育の課程が、認定教育規則第4条の 課程の基準に適合しているかどうかについては、認定の申請書に添付しなければ ならないこととされている書類によって審査する。

したがって、教育計画書には、教育事項ごとに、教育方法(使用する資器材等)や教育時間を記載させるとともに、認定を受けようとする運転免許取得者等教育の年間の実施回数等についても記載させること。また、教育時間については、全体の教育時間及びコース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間を明確に記載させる。

審査を行うに当たって留意すべき事項は、次のとおりである。

ア 教育事項

認定教育規則第4条第3項第1号の表の中欄に掲げる教育事項のうち、自動車等の「運転について必要な技能及び知識」についての運転免許取得者等教育には、自動車等の運転に必要な技能についての指導と知識についての指導を運転の実習と座学に分けて行うことはもとより、コース又は道路における自動車等の運転の実習を通じて自動車等の運転に必要な知識についての指導を行う場

合についても、該当するものと認められる。

イ 教育時間

コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間(認定教育規則第4条第1項第3号及び第3項第2号)には、実際に自動車等を運転させて指導を行う前の事前説明や事後の指導、講評等の時間が含まれていても差し支えない。

ウその他

認定教育規則第1条第3号及び第6号に掲げる課程の基準に適合するものであることの審査については、別紙2に定めるところによる。

2 終了証明書の交付

認定教育規則第1条第3号又は第6号に掲げる課程により行う運転免許取得者等 教育で法第108条の32の2第1項の認定を受けたもの(以下「特定教育」とい う。)を行う者が、特定教育を受けた者に対して行う終了証明書の交付については、 別紙2に定めるところによる。

また、特定教育以外の運転免許取得者等教育についても、認定を受けた者が独自に終了証明書等を発行することは差し支えない。

別紙2

1 認定の審査

認定教育規則第1条第6号に掲げる課程(以下「更新時講習同等課程」という。)又は同条第3号に掲げる課程(以下「高齢者講習同等課程」という。)の認定の審査に当たっては、「運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定制度の運用について」(令和4年3月2日付け警察庁丙運発第4号、丙交企発第26号)第1の1(1)のほか、以下について留意すること。

(1) 書類による審査

認定を受けようとする更新時講習同等課程又は高齢者講習同等課程が、認定教育規第4条第1項又は第2項に規定する課程の基準に適合しているかどうかについては、認定教育規則第5条第2項の規定により同条第1項に規定する申請書に添付しなければならないこととされている書類によって審査すること。

(2) 教育計画書

認定教育規則第5条第2項第7号に規定する教育計画書については、以下の事項が明記されているかどうかについて確認すること。

- ア 認定教育規則第4条第1項第2号の表又は第2項第2号の表に掲げる教育事項及び教育方法(使用する教材を含む。)
- イ 1回当たりの全体の教育時間及びコース若しくは道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間又は自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導に係る教育時間
- ウ 年間の実施回数
- エ その他必要な事項

(3) 課程の基準の適合性

ア 更新時講習同等課程

認定の審査に当たっては、当該課程の内容が「更新時講習の運用について」(平成27年3月30日付け警察庁丙運発第12号)及び「更新時講習の運用に関する細目について」(令和2年4月1日付け警察庁丁運発第53号)に準拠しており、更新時講習(道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号。以下「改正法」という。)による改正後の道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第1項第11号に掲げる講習をいう。)と同等以上になっているかどうかについて判断すること。

イ 高齢者講習同等課程

認定の審査に当たっては、当該課程の内容が「高齢者講習の運用について」 (令和4年3月2日付け警察庁丙運発第8号。以下「高齢者講習運用通達」という。)及び「高齢者講習の運用に関する細目について」(令和4年3月2日付け警察庁丁運発第48号)に準拠しており、高齢者講習(法第108条の2第1 項第12号に掲げる講習をいう。)と同等以上になっているかどうかについて判断すること。

この場合において、高齢者講習運用通達に定める「実車による指導」に相当 する教育事項については、次のいずれにも該当している必要があることに留意 すること。

- (ア) ならし走行を含め、受講者1人当たり少なくとも20分間行われること。
- (イ) 受講者1人当たりの走行時間(ならし走行を除く。)がおおむね10分間以上となるよう、1,200メートル以上(ならし走行を除く。)走行させて行われること。

ウ 指定の要件

認定教育規則第4条第2項第4号の「第1条第3号に掲げる課程に係る業務 を適正かつ確実に行うことができる者として公安委員会が指定する者」に該当 するかどうかについては、別添に定める指定基準に基づき、判断すること。

2 指定の申請等

(1) 指定の申請

認定教育規則第4条第2項第4号の規定による指定(以下「指定」という。) は、指定を受けようとする者からの申請に基づき行うこととし、当該申請は、別 記様式第1号の指定申請書を提出することにより行わせること。

なお、別記様式第1号の指定申請書には、必要に応じて、当該者が別添に定める指定基準に適合するかどうかを判断するために必要な資料を添付させること。

(2) 指定書の交付

指定は、別記様式第2号の指定書を交付して行うこと。

(3) 指定の取消し

指定の要件を満たさなくなったときは、当該指定を取り消すものとし、当該指定を取り消したときは、別記様式第3号の指定取消通知書により通知すること。 なお、当該指定を取り消したときは、法第108条の32の2第5項の規定による 認定の取消しを行うこと。

3 終了証明書の交付

認定教育規則第8条の規定に基づき、更新時講習同等課程又は高齢者講習同等課程により行う運転免許取得者等教育で法第108条の32の2第1項の認定を受けたもの(以下「特定教育」という。)を終了した者に対し、同規則第8条各号に定める終了証明書を交付させること。

別添

認定教育規則第4条第2項第4号の規定による指定は、次に定める要件のいずれも 満たす者について行うものとする。

- 1 高齢者講習同等課程の認定の申請書を提出していることその他同課程を開設する 見込みがあること。
- 2 都道府県公安委員会からの委託を受けて実施する高齢者講習若しくは特定任意高齢者講習(法第108条の2第2項の規定による講習であって運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号)第1条に定める基準に適合するものをいう。)又は都道府県公安委員会からの認定を受けた運転免許取得者等教育又はこれらの講習若しくは教育に準ずるものに係る十分な活動実績を有していること。
- 3 認定を受けようとする高齢者講習同等課程が、認定教育規則第4条第2項第2号 の表の上欄に掲げる教育事項以外の事項について行うものでないこと。
- 4 教育計画書において高齢者講習同等課程に係る年間の実施回数のほか、毎月の実施回数を定めており、かつ、当該年間の実施回数及び毎月の実施回数が、当該課程における指導に用いる施設の所在する地域の実情等に鑑み、著しく少ないものでないこと。
- 5 教育計画書の内容に照らして、高齢者講習同等課程における指導に従事する運転 免許取得者等教育指導員並びに同課程における指導に用いるコース、建物その他の 設備及び自動車、運転適性検査器材その他の教材が十分に確保されていること。
- 6 教育計画書で定める回数の高齢者講習同等課程を確実に実施することが見込まれること。
- 7 次のいずれにも該当しないこと。
- (1) 過去3年以内に委託講習(法第108条の2第3項の規定に基づき、都道府県公安委員会からの委託を受けて実施する講習をいう。以下同じ。)に係る委託契約の条項に著しい違反があったことを理由として、当該委託契約を解除されたことがあること。
- (2) 委託講習の実施に係る直近の委託契約又はこれに基づき作成した実施計画書等で実施回数を定めた場合において、実際の実施回数が、当該委託契約等で定める実施回数と比べて著しく少ないこと(当該委託契約等で定める回数の委託講習を

実施することができなかったことについて、やむを得ない理由がある場合を除く。)。

- (3) 過去3年以内に、運転免許取得者等教育の認定の取消し(当該認定を受けた者からの申出により行われたものを除く。)を受けたことがあること。
- (4) 高齢者講習同等課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができると認められない事由があること。

		指	定	申	譮	書		
						年	月	日
公	安委員会	殿						
				مل ماد دار	住 所			
				申請者	氏 名			
運転免許取得 第3号に掲げる記	課程に係							
Marri) or Marri	名	称						
使用する施設	所在	地						
備	考							
性 学 1 由註		1 1	7 1 12	.ı. ⇒	+ + ~		2 0 1 11.	ナたフ宙辺

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務 所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第号

指 定 書

名 称

所在地

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定により、同規則第1 条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年 月 日

公安委員会回

	指	定	取	消	通	欠口	喜					
							年		月			日
住 所												
			殿									
							/ \	, -	*	旦	^	F 0
							公	安	安	貝	会	텐
下記の理由により)、運転免	許取得	者等教	育の認	定に関	する規	則第	等4条	第2	項第	第4号	の規定
による指定を取り消	肖したので	通知する	3 。									
指定番	号											
理	由											
生												

処 分 基 準

令和4年5月11日作成

法 令 名:道路交通法

根 拠 条 項:第108条の32の3第2項において準用する第108条の32の2第5項

処 分 の 概 要:運転免許取得者等検査の認定の取消し

原権者(委任先):青森県公安委員会

法 令 の 定 め:道路交通法第108条の32の3第1項(運転免許取得者等検査の認定) 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条(方法の区分)、

第2条(運転免許取得者等検査員)、第3条(設備)、第4条(方法

の基準)

処 分 基 準:青森県公安委員会は、道路交通法第108条の32の3第1項の認定を 受けた運転免許取得者等検査が同項各号のいずれかに該当しなくな ったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙1及び別紙2のとおり。

問い合わせ先:青森県警察本部交通部運転免許課

高齢運転者等支援係 (電話017-782-0081)

備 考:

別紙1

1 認定の審査

運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和4年国家公安委員会規則第8号。 以下「認定検査規則」という。)第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取 得者等検査(以下「認知機能検査同等方法」という。)の認定の審査に当たっては、 以下について留意すること。

(1) 書類による審査

認定を受けようとする認知機能検査同等方法が、認定検査規則第4条第1項に 規定する方法の基準に適合しているかどうかについては、認定検査規則第6条第 2項の規定により同条第1項に規定する申請書に添付しなければならないことと されている書類(同条第2項第3号ロに掲げる書面を除く。)によって審査する こと。

(2) 検査計画書

認定検査規則第6条第2項第7号に規定する検査計画書については、以下の事項が明記されているかどうかについて確認すること。

ア 検査方法(使用する器材を含む。)

イ 年間の実施回数

ウ その他必要な事項

(3) 方法の基準の適合性

認定の審査に当たっては、当該検査の方法が「認知機能検査の運用について」(令和4年3月2日付け警察庁丙運発第10号。以下「認知機能検査運用通達」という。)及び「認知機能検査の実施要領について」(令和4年3月2日付け警察庁丁運発第47号)に準拠しており、道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号)による改正後の道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査と同等以上になっているかどうかについて判断すること。

また、認定検査規則第4条第1項第4号の「第1条第1号に掲げる方法により 行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者とし て都道府県公安委員会が指定する者」に該当するかどうかについては、別添に定 める指定基準に基づき、判断すること。

2 指定の申請等

(1) 指定の申請

認定検査規則第4条第1項第4号の規定による指定(以下「指定」という。) は、指定を受けようとする者からの申請に基づき行うこととし、当該申請は、別 記様式第1号の指定申請書を提出することにより行わせること。

なお、別記様式第1号の指定申請書には、必要に応じて、当該者が別添に定める指定基準に適合するかどうかを判断するために必要な資料を添付させること。

(2) 指定書の交付

指定は、別記様式第2号の指定書を交付して行うこと。

(3) 指定の取消し

指定の要件を満たさなくなったときは、当該指定を取り消すものとし、当該指定を取り消したときは、別記様式第3号の指定取消通知書により通知すること。 なお、当該指定を取り消したときは、法第108条の32の3第2項において準用する法第108条の32の2第5項の規定による認定の取消しを行うこと。

3 書類の交付

認定検査規則第9条の規定により、認定認知機能検査(同条に規定する認定認知機能検査をいう。以下同じ。)を行う者は、認定認知機能検査を受けた者に対して、同条第1号に定める書面を交付することとされているところ、当該書面の交付については、その者が受けた認定認知機能検査の結果に対応した別記様式第4号の認定認知機能検査結果通知書を交付することにより行わせること。

なお、認定認知機能検査の結果は、受検者の重要な個人情報であることから、封書に入れるなどして交付させること。

別添

認定検査規則第4条第1項第4号の規定による指定は、次に定める要件のいずれも満たす者について行うものとする。

- 1 認知機能検査同等方法の認定の申請書を提出していることその他認知機能検査同等方法を実施する見込みがあること。
- 2 都道府県公安委員会からの委託を受けて実施する認知機能検査又はこれに準ずる ものに係る十分な活動実績を有していること。
- 3 認定を受けようとする認知機能検査同等方法が、認知機能検査と同等の効果を生じさせるために行う事項以外の事項について行うものでないこと。
- 4 検査計画書において認知機能検査同等方法の年間の実施回数のほか、毎月の実施回数 を定めており、かつ、当該年間の実施回数及び毎月の実施回数が、当該検査に用いる施 設の所在する地域の実情等に鑑み、著しく少ないものでないこと。
- 5 検査計画書の内容に照らして、認知機能検査同等方法に従事する運転免許取得者等検 査員並びに同検査に用いる建物その他の設備及び器材が十分に確保されていること。
- 6 検査計画書で定める回数の認知機能検査同等方法を確実に実施することが見込まれること。
- 7 次のいずれにも該当しないこと。
- (1) 過去3年以内に委託検査(法第108条第1項の規定に基づき、都道府県公安委員会からの委託を受けて実施する認知機能検査又は運転技能検査をいう。以下同じ。)に係る委託契約の条項に著しい違反があったことを理由として、当該委託契約を解除されたことがあること。
- (2) 委託検査の実施に係る直近の委託契約又はこれに基づき作成した実施計画書等で実施回数を定めた場合において、実際の実施回数が、当該委託契約等で定める実施回数と比べて著しく少ないこと(当該委託契約等で定める回数の委託検査を実施することができなかったことについて、やむを得ない理由がある場合を除く。)。
- (3) 過去3年以内に、運転免許取得者等検査の認定の取消し(当該認定を受けた者からの申出により行われたものを除く。)を受けたことがあること。
- (4) 認知機能検査同等方法に係る業務を適正かつ確実に行うことができると認められない事由があること。

	指	定	申	言青	月	日
公	安委員会 殿					
			申請者	住所氏名		
運転免許取得 第1号に掲げる ができる者とし	方法により行う	運転免許	反得者等 相	食査に係る		
体田子で振る	名 称					
使用する施設	所在地					
備	考					

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務 所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第号

指 定 書

名 称

所在地

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号の規定により、同規則第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

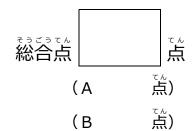
年 月 日

公安委員会回

	指定取剂	肖通知	書		
		Æ	F	月	日
住 所					
	殿				
		2	公 安	委 員	会 囿
下記の理由によ	り、運転免許取得者等検査の)認定に関する規則	训第4第	第2項第	4号の規定
による指定を取り	消したので通知する。				
指定番	号				
理	由				

別記様式第4号

でんていにん ちっきゅうけん きけっかっきょしょ 認定認知機能検査結果通知書



記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。

記憶分・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の含図が遅れたりする傾向がみられます。

今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談 されることをお勧めします。

また、臨時適性検査(専門医による診断)を受け、艾は医師の診断書を提出していただくお知らせが公安委員会からあります。

この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の取消し、停止という行政処分の対象となります。

運転免許証の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

所在地 名 称 管理者

ЕD

別記様式第4号

認定認知機能検査結果通知書

「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

今回の結果は、記憶ガ、判断がの低下がないことを意味する ものではありません。

個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化することから、首分首身の状態を常に首覚して、それに応じた運転をすることが大切です。

記憶力・判断力が低下すると、信号点視や一時不停止の違反をしたり、進路変量の合図が遅れたりする傾向がみられますので、今後の運転について半分注意してください。

^{またて}のというできょうでは、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

所在地 名 称 管理者

印

認定認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

36点未満

記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。

判定の基準となる点数(36点)は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認定認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、値ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、免許証の更新をすることはできますし、値ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることになります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、文は停止されます。今回 の検査の結果について、御質問のある方は、認定認知機能検査を行ったところ やお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

総合点の計算

ゃっとうてん 総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

ただしい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

総合点 = 2.499×A+1.336×B

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Bは、「常」、「育」、「南」、「韓白」、「時刻」が定しく回答されているかどうかについての点数です。 定しく回答すると点数がつきます。

別紙2

1 認定の審査

認定検査規則第1条第2号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査(以下「運転技能検査同等方法」という。)の認定の審査に当たっては、以下について留意すること。

(1) 書類による審査

認定を受けようとする運転技能検査同等方法が、認定検査規則第4条第2項に 規定する方法の基準に適合しているかどうかについては、認定検査規則第6条第 2項の規定により同条第1項に規定する申請書に添付しなければならないことと されている書類(同条第2項第3号イに掲げる書面を除く。)によって審査する こと。

(2) 検査計画書

認定検査規則第6条第2項第7号に規定する検査計画書については、以下の事項が明記されているかどうかについて確認すること。

ア 検査方法(使用する器材を含む。)

になっているかどうかについて判断すること。

- イ 年間の実施回数
- ウ その他必要な事項

(3) 方法の基準の適合性

認定の審査に当たっては、当該検査の方法が「運転技能検査の運用について」 (令和4年3月2日付け警察庁丙運発第9号。以下「運転技能検査運用通達」という。)及び「運転技能検査等実施要領の制定について」(令和4年3月2日付け警察庁丁運発第50号)に準拠しており、道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号)による改正後の道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査と同等以上

この場合において、当該検査の方法については、次のいずれにも該当している 必要があることに留意すること。

ア ならし走行を含め、受検者1人当たり少なくとも20分間行われること。

イ 受検者1人当たりの走行時間(ならし走行を除く。)がおおむね10分間以上 となるよう、1,200メートル以上(ならし走行を除く。)走行させて行われる こと。

また、認定検査規則第4条第2項第4号の「第1条第2号に掲げる方法により 行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者とし て公安委員会が指定する者」に該当するかどうかについては、別添に定める指定 基準に基づき、判断すること。

2 指定の申請等

(1) 指定の申請

認定検査規則第4条第2項第4号の規定による指定(以下「指定」という。) は、指定を受けようとする者からの申請に基づき行うこととし、当該申請は、別 記様式第1号の指定申請書を提出することにより行わせること。

なお、別記様式第1号の指定申請書には、必要に応じて、当該者が別添に定める指定基準に適合するかどうかを判断するために必要な資料を添付させること。

(2) 指定書の交付

指定は、別記様式第2号の指定書を交付して行うこと。

(3) 指定の取消し

指定の要件を満たさなくなったときは、当該指定を取り消すものとし、当該指定を取り消したときは、別記様式第3号の指定取消通知書により通知すること。 なお、当該指定を取り消したときは、法第108条の32の3第2項において準用する法第108条の32の2第5項の規定による認定の取消しを行うこと。

3 書類の交付

認定検査規則第9条の規定により、認定運転技能検査(同条に規定する認定運転技能検査をいう。以下同じ。)を行う者は、認定運転技能検査を受けた者に対して、同条第2号に定める書面を交付することとされているところ、当該書面の交付については、別記様式第4号の認定運転技能検査受検結果証明書を交付することにより行わせること。

別添

認定検査規則第4条第2項第4号の規定による指定は、次に定める要件のいずれも 満たす者について行うものとする。

- 1 運転技能検査同等方法の認定の申請書を提出していることその他運転技能検査同 等方法を実施する見込みがあること。
- 2 都道府県公安委員会からの委託を受けて実施する運転技能検査又はこれに準ずるものに係る十分な活動実績を有していること。
- 3 認定を受けようとする運転技能検査同等方法が、運転技能検査と同等の効果を生 じさせるために行う事項以外の事項について行うものでないこと。
- 4 検査計画書において運転技能検査同等方法の年間の実施回数のほか、毎月の実施 回数を定めており、かつ、当該年間の実施回数及び毎月の実施回数が、当該検査に 用いる施設の所在する地域の実情等に鑑み、著しく少ないものでないこと。
- 5 検査計画書の内容に照らして、運転技能検査同等方法に従事する運転免許取得者 等検査員並びに同検査に用いるコース、建物その他の設備及び自動車その他の器材 が十分に確保されていること。
- 6 検査計画書で定める回数の運転技能検査同等方法を確実に実施することが見込ま れること。
- 7 次のいずれにも該当しないこと。
- (1) 過去3年以内に委託検査(法第108条第1項の規定に基づき、都道府県公安委員会からの委託を受けて実施する認知機能検査又は運転技能検査をいう。以下同じ。)に係る委託契約の条項に著しい違反があったことを理由として、当該委託契約を解除されたことがあること。
- (2) 委託検査の実施に係る直近の委託契約又はこれに基づき作成した実施計画書等で実施回数を定めた場合において、実際の実施回数が、当該委託契約等で定める実施回数と比べて著しく少ないこと(当該委託契約等で定める回数の委託検査を実施することができなかったことについて、やむを得ない理由がある場合を除く。)。
- (3) 過去3年以内に、運転免許取得者等検査の認定の取消し(当該認定を受けた者からの申出により行われたものを除く。)を受けたことがあること。
- (4) 運転技能検査同等方法に係る業務を適正かつ確実に行うことができると認められない事由があること。

	指	定	申	言青	月	日
公分	安委員会 殿					
			申請者	住所氏名		
運転免許取得。 第2号に掲げる。 ができる者として	方法により行う	運転免許理	反得者等 核	食査に係る		
は田子フザ奈瓜	名 称					
使用する施設	所在地					
備	考					

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務 所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第号

指 定 書

名 称

所在地

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定により、同規則第1条第2号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年 月 日

公安委員会即

=	指定取消	角通 知	書		
		生	Ē	月	日
住所					
	殿				
		4	公 安	委 員	会 🗊
下記の理由により、通	転免許取得者等検査の	認定に関する規則	順第4多	条第2項第	第4号の規定
による指定を取り消した	ので通知する。				
	1				
指定番号					
理由					

別記様式第4号

第	号															
				認	定運	転技能	能検る	査 受	倹結 :	果証	明書					
	住	戸	Ť													
	氏	名	,													
											年		月			日生
上記	の者に	よ、		年		月		日、								
おいて	、道路	各交通	1 法 第	₹108€	その3	2の3	3 第 1	項第	等 3 号	루디	こ掲り	げる基	準に	適	合す	る運
		1 / ~	2 12 /	, /	, -											
		等 検 査	正で同					もの	(認	定道	重転技	能検	査)	を	受け	た者
	とを言	等 検 査	正で同									能検	査)	を	受 け 	た者 <u></u> 点
あるこ 	とを記定	等検 T	でる。転角	間項の 技 中、中	認定能	を 受 検	けた	の	結	· 月						点
あるこ 	とを 定 	等検 T	でる。転角	間項の 技 中、中	認定能	を 受 検	けた	の	結	· 月						点
あるこ 	とをまた。	等 正明 運 常 受 で こ け で	でる。転角	間項の 技 中、中	認定能	を 受 検	けた	の	結	· 月						点
あるこ 認 C 格	とを定型は準記	等正第第二二けか	でる 転 免 い 車	可項の 技 中	能型第	を受検ニ種	けた査免許	の又は	普 通	第二	1.種免	許を	 受け 7	ئ 0	うと点以	点し、上
□ (合格 ・	とをまた。大又基準	等正第第二二けか	でる 転 免 い 車	可項の 技 中	能型第	を受検ニ種	けた査免許	の又は	普 通	第二	1.種免	許を	 受け 7	ئ 0	うと	点し、上
あるこ 認 C 格	とを定型は準記	等正第第二二けか	でる 転 免 い 車	可項の 技 中	能型第	を受検ニ種	けた査免許	の又は	普 通	第二	1.種免	許を → →	 受け 7	ئ 0	うよ以以	点し、上
あるこ 認 C	とを定型は準記	等正第第二二けか	でる 転 免 い 車	可項の 技 中	能型第	を受検ニ種	けた査免許	の又は、普	普 通	第二二章	1. 種免	許を → →	受け 7 8	ئ 0	うよ以以	
あるこ 認 C	とを定型は準記	等正第第二二けか	でる 転 免 い 車	可項の 技 中	能型第	を受検ニ種	けた査免許	の又は、普		第二第二	1. 種免	許を → →	受け 7 8	ئ 0	うよ以以	